

## 日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会 設置趣旨

2024年11月

環境省 大臣官房 環境経済課

## 1. 概要

## (1) 本懇談会の背景

- 2011年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にて人権侵害リスクを特定・防止する手段としてデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）プロセスの実施を求めようになって以降、欧州を中心にDDの法規制化の動きが進んでおり、EUによる企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（以下「CSDDD」という。）のように、DDの義務化の域外適用の動きも見られるなど、DDは日本企業にとっても対応が迫られる課題となっている。また、DDの対象は人権のみならず環境課題にも広がっており<sup>1</sup>、両者の横断的な対応を求める<sup>2</sup>声も聞かれるところ。
- 従来から、環境省では環境DDに係る入門書や事例集等を通じ、環境DDに係る普及啓発に努めてきたところではあるが、今後は、海外規制の導入に対する日本企業の効率的・効果的な取り組みを後押しするのみならず、人権との横断的対応も視野に入れつつ、企業の環境課題に対する統合的な対応を一層進められるよう、企業による環境DDの実装を一層強力に推進していく必要がある。

## (2) 本懇談会の目的及びアウトプット

- 本懇談会では、足元のDDに係る国内外の規範、法令の動向や、環境DDの具体的なプラクティスを元に、環境DDに係るステークホルダー、有識者を交えた懇談会を行い、企業が複数の環境課題に統合的に対応することにつながるモデルケースの創出を目指す。
- 具体的には、環境DDの法制化で先行するフランスやドイツにおける法令や規範、実務的なプラクティスや、足元の日本企業の取組状況の調査を踏まえて、有識者と意見交換を行い、日本企業の実務的な対応のあり方を検討し、その結果を手引きとしてまとめる。

<sup>1</sup> 2022年7月28日の国連総会では、「クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権」に関する決議が採択されたところ。

<sup>2</sup> 「『ビジネスと人権』に関する行動計画の3年目意見交換のためのレビューに関するステークホルダー報告書」（ビジネスと人権に関する行動計画推進作業部会。2024年3月8日公表。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100660230.pdf>）16・22頁。また、国連人権理事会ビジネスと人権作業部会からも、最終報告書公表に係る報告会（7月2日。人権外交を超党派で考える議員連盟及び国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ主催）において、silo approachに陥らないよう言及があったところ。

## 2. 懇談会の運営

- 環境省「令和6年度環境デュー・ディリジェンス普及等業務」の請負先である三菱UFJ
- リサーチ&コンサルティング株式会社が開催し、運営の庶務は同社が担当する。
- 議事内容及び議事要旨・配付資料は原則公開する。
- 議事要旨は、原則として会議終了後2週間以内を目途に作成し、懇談会参加の有識者の確認を経て公開する。

## 3. スケジュール（案）

- 2024年11月上旬 第1回懇談会  
テーマ：環境DDを巡る国際的な法令、実務の動向
- 2025年1月下旬 第2回懇談会  
テーマ：日本企業の取組状況と、手引き（案）の提示
- 2025年2月下旬 第3回懇談会  
テーマ：手引きの確定

## 4. 想定される論点（案）

### ○第1回

- ・ 環境DDにおける国際的な法令、実務の動向を踏まえ、日本企業が優先的に取り組むべきところについて、どのように考えるか。どのような取り組みの方向性が考えられるか。
- ・ 人権と環境の横断的な取り組みについて、どのような方向性が考えられるか。

### ○第2回

- ・ 国際的なプラクティスと日本企業の取組状況の差分はどのように考えられるか。
- ・ アンケート結果に基づく日本企業の取組状況等も踏まえ、今後日本企業にどのような対応策や対応の進め方が考えられるか。その際、手引き（案）のような形での取り組みが求められると考えられるが、他にどのような取り組みが必要と考えられるか。

### ○第3回

- ・ 日本企業における環境DDの取り組みを促進していく上で、手引き（修正案）のように取り組むことが考えられるが、手引きを踏まえ、環境省としてどのように環境DDの取り組みを推進していくことが考えられるか。

## 5. 出席者

- ・大塚 直 早稲田大学法学部 教授
- ・木下 由香子 在欧日系ビジネス協議会  
コーポレートサステナビリティ委員会 副委員長
- ・松原 稔 リそなアセットマネジメント株式会社  
チーフ・サステナビリティ・オフィサー 常務執行役員 責任投資部担当
- ・渡邊 純子 西村あさひ法律事務所 弁護士

(オブザーバー)

経済産業省 通商政策局 ビジネス・人権政策調整室

以 上